

2026年度版菊水中学校 服装規定

はじめに

私たち菊水中学校生徒は、この愛する菊水中学校で仲間と楽しく、勉強や部活動に打ち込み、将来の目標に向かって充実した生活を送りたいと、誰もが願っています。

仲間と共同して生活するためには、きまりやルールが必要です。また、きまりやルールを守ってはじめて、安心した学校生活が可能になります。いじめや差別がなく、勉強ができる、仲間と協力して苦しいことも乗り越え、ともに成長していく菊水中にするために、生徒会役員を中心に、この服装規定をつくりました。

学校は勉強にはげむ場所です。より安全で、気持ちよく豊かに生活し、勉強や部活動に集中するために、この規定はあります。中学生は時には興味本位になり、自分に負けそうになることもあります。そんな時、この規定と自分の姿を照らし合わせて、自分を見直すきっかけにしてほしいと思います。

学校教育目標「ふるさとを愛し、夢に向かって努力する生徒の育成 伝え合い 行動し やり抜く」を目指すための道しるべとして、私たちはこの規定を守り、大切にします。

生徒会長 中山 飛竜
菊水中学校生徒会役員 菊水中学校専門委員会 菊水中学校生徒指導部

序文 菊水中学校生徒の生活は、服装規定および別記1に則って行う。
特別な事由で、服装規定の内容で質問や相談がある場合には、事前にその理由等を保護者から担任に問い合わせる。事前の相談なく規定が守られなかった場合には、いかなる理由があっても指導に従うこととする。

1 頭髪・まゆ・つめ等

- ① 髪型は変形させない。ツーブロック・ソフトモヒカン・アシンメトリーなどにはしない。
- ② 前髪は、目を開けた時にまつげにふれないようにする。横髪が耳にかかる場合は横でピンで留めるか又は切る。その場合は安全面から、黒・紺・茶色で装飾のついていない「ぱっちゃんピン」または「ヘアピン」（以下髪留め）を使う。きちんと留まっているかどうかは、学習時に机を向いて髪が垂れていないかで判断する。
- ③ 肩にかかる髪は、黒・紺・茶色系の単色のゴム（以下髪留め）を使い、眉の線を後頭部まで延長した線より下で「ひとつ」または「ふたつ」に結び、上や横で結んだり、ひとつまとめにしない。但し、水泳後の2時間は、制服が濡れないように髪をひとつにまとめることができる。
- ④ ③の場合、耳にかかる髪は全て「髪留め」で留め、耳から前に出さない。
- ⑤ 頭髪を髪染めしたり、脱色したりしない。また、パーマ（ストレート・アイロン・縮毛矯正を含む全てのパーマ）やカール、逆毛にしない。寝癖直しを含む整髪料等は一切つけない。
- ⑥ まゆを触らない。（眉そり、脱毛、染色、カット、そろえ等）
- ⑦ ツメは裏側から見て出ないようにし、手を加えない。
- ⑧ 春・夏・冬の長期の休み中、土日、ゴールデンウイークを含む休日中も、頭髪・まゆ・ツメ等のきまりは守り、休みの間だけ髪を染めたり、まゆをそったりしない。
- ⑨ ピアス・化粧・アイプチ・つけまつげ・香水等の使用は禁止する。

2 制服（夏服・冬服）および、その下に着用する服

「共通」

- ① 学生服・セーラー服・長袖カッターシャツ・ボックスコートを合わせて「制服」とする。制服・体育服・上靴・通学靴・スクールバッグ・体育館シューズ等、校内で着用するものには手を加えたり、変形させたりしない。
- ② 制服は本校規定のものとする。学生服の下には夏服または長袖カッターシャツを着用する。下に着る長袖カッターシャツは白色無地とする。
- ③ 自分の体のサイズに合ったものを、正しく着用をする。
- ④ ボタン（ホックと夏服の一番上のボタンを除く）を全て留めて着用する。ただしセーラー服の袖を曲げる時は、きちんと曲げて着用する。
- ⑤ 名札は、別記1で示す場所に留める。色は緑、青、黄とし、上靴の色とそろえ3年間使用する。ボックスコートには名札をつけなくてよい。

⑥ 「下着」について
必ず着用する。夏の学生服および長袖カッターシャツには白（ワンポイントまで可）、夏のセーラー服および冬のセーラー服には白・グレー・黒の無地（ワンポイントまで可）の下着をつける。バックプリントおよび上着から透けて見える柄は不可とする。制服から下着を見せない着用をする。衛生上、下着代わりに体育服を着用しない。

⑦ 靴下は白、黒とし、ワンポイントまたはライン1本まで認める。ただしワンポイントが足の甲やかかとについているものは着用しない。ラインは足首のところに入っているもののみ着用する。フリル、レースなどの装飾されているもの、およびくるぶしソックスは着用しない。部活の時間のみに着用できる靴下は、中学校体育連盟に準じて部活動で認められた物とする。

⑧ 上靴は白地に「緑色」「青色」「黄色」を着用する。色は入学時に指定された色を3年間使用する。上靴のかかとに記名し、かかとを踏まない。

⑨ 通学靴は「学校指定靴」の中から選んで着用する。靴ひもは購入時についていたもののみ使用する。

⑩ 衣替えについては下記のめやすの期間の間に、気候や体調を考え、規則にあった制服を各自で適切に選択する。制服の上から冬の体育服（上）の着用を、セーラー服の上にはボックスコートの着用を認める。衣替えの時期を考え、補正も含めて体型に合った制服を準備しておく。準備ができていない制服は着用しない。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
冬服	○	○				○	○	○	○	○	○	○
夏の学生服	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
夏のセーラー服	○	○	○	○	○	○						
ボックス	○					○	○	○	○	○	○	○
冬の体育服（上） 制服の上から着用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※始業式・終業式・入学式・修了式・卒業式・退任式などの儀式的行事及び体育大会・文化祭・合唱コンクール・都市音楽会などは全員白の靴下とする。また、これ以外の行事でも、指示があった場合は従うこととする。
3月及び4月は、儀式的な行事が続くため冬の学生服・冬のセーラー服を着用する。

「学生服」

① 学生服のボタン・袖のボタン・裏ボタンは加工しない。
② ズボンは床につかない長さにする。黒・紺・茶色の「無地」で装飾のないベルトを着用する。

「セーラー服」

① リボンをつけ、Vゾーンより下に結び目がくるように結ぶ。リボンは短く結ばない。
② スカートの長さは膝下とし、膝をついて床にふれるようにする。
③ 夏のスカートは、つりひもをつけて着用する。

3 冬季（厳寒期）における中着および防寒着

① 冬の学生服及びセーラー服の下に着用してもよいものを「中着」とする。

② 中着は「白・黒・紺・グレー・茶」のものとし、袖や襟元、制服の下からはみ出さないように着用する。フード付きは着用しない。学生服の場合は、必ずカッターシャツの上から着用し、すそはズボンに入れる。

③ 冬の学生服を脱ぐ場合には、必ず長袖カッターシャツ（制服）または半袖シャツとし、中着は着用しない。

④ 部活のために購入したウインドブレーカーおよびボックスコートを制服の上から着用してもよい。また、手袋・ネックウォーマーを着用してもよい。これらを合わせて「防寒着」とする。マフラーは巻き込み等危険防止のため着用しない。手袋・ネックウォーマーの色は中着と同じ「白・黒・紺・グレー・茶」とする。ボックスコートの形は不問とし、お下がりを使用してかまわない。部活動に加入していない生徒の防寒着の着用は、事前に保護者から直接、担任に問い合わせる。

⑤ 防寒着は登下校のみに着用する。自転車通学生は自転車置き場で、徒歩通学生は生徒昇降口で脱着し、校舎内では着用しない。ただし、ボックスコートは、校舎内で着用してよい。その他体調不良等の場合は、本人が直接担任に相談すること。

⑥ 使い切りカイロを使用してもよいが、外に出さないようにし、学校敷地内での廃棄はしない。

⑦ ズボンやスカートの下に「長ズボン」を着用しない。ただし、学生服のズボンの下にヒートテックなどのスパッツを着用してもよい。

⑧ セーラー服の場合は黒（無地）のタイツを着用してもよい。デニール数は不問とする。また黒のタイツの下に「黒・紺・白」の本校規定の靴下を着用してもよい。

4 その他

① アクセサリーや、不要な髪留め用のゴム・ピン等は、一切身に着けない。くしの使用は許可するが、使用する場所はトイレのみとし、くしは見えないところに保管する。

② 通学に使用するバッグは学校指定のものとする。
バッグにはお守りを1個まで、キー・ホルダーを1個までつけてもよい。それぞれ長さ10cm・幅4cm以下のものとする。学校敷地外での学校教育活動（体験学習・部活動・ボランティア活動等）のための移動時も「通学」とする。学習に使用するふでばこ・用具等にはキー・ホルダー・カンバッジ・シール・ステッカー・プリクラ等の学習に不要なものをつけない。

③ 整髪料・制汗剤・化粧品類・無香料を含む香料等は、持ち込みを禁止し使用しない。ただし、汗拭きシートの使用は、更衣する場所でのみ認めるが香料のないもの選び、他者からの借用は禁止し、使用した場合は必ず持ち帰ること。

④ 菓子類・遊具類・漫画雑誌類・プリクラ・ゲーム機・カード・音楽プレーヤー・電子機器・金銭類・携帯電話・スマートフォン等、学業そのものに直接関係ないものは持ち込みを禁止し、紛失・破損した場合も閲知できない。持ち込みをした場合一時預かりとする。但し、最低限の公衆電話費・テレfonカード・服用中の薬は、各自の責任で保管すること。

⑤ やむを得ず、無色・無香料の薬用リップクリームおよび、無色・無香料のハンドクリームを使用・所持する場合には、事前にその理由等を保護者から担任に問い合わせる。使用する場所等については、別に指導する。

⑥ 無色・無香料の日焼け止めを使用する場合は、家で塗つてくること。ただし水泳時は使用できない。やむを得ず、無色・無香料の日焼け止めを所持する場合には、事前にその理由等を保護者から担任に問い合わせる。使用する場所等については、別に指導する。

⑦ 水分補給のため、水筒持参することができる。ただし、弁当の日を含めて持ち込む水筒の中身は水かお茶、またはスポーツドリンクとする。水筒には記名する。体育大会時の水筒の内容等については別途連絡をする。

⑧ 喫煙・飲酒・薬物使用・無免許運転・夜間外出、暴力行為・窃盗・万引き等、触法行為や熊本県青少年育成条例に違反する行為を行わない。

⑨ 携帯電話は持たない。所持する場合には家庭できまりを確認し、フィルタリング等の処置を取る。メールや通信機能付きゲーム機・SNS等によるトラブルは学校では一切対応できない為、専門機関や警察等の関係機関での相談になる。

⑩ 学校生活規定に違反した場合その場で指導を行い、すぐに改善できるものについては、改善させてから授業を行う。他の生徒や授業への影響が大きい場合には、別室で指導を行いう場合もある。すぐに改善できないものや保護者の協力が必要な場合には、別記の通り連絡をする。

下記の場合は、担任より保護者に連絡し、以下の指導を行います。

① 「学業に直接関係のないものを持ち込んだ」場合

○品物については学校で預かり、授業参観時に直接保護者へ返却します。但し、携帯、キッズ携帯、スマートフォン等料金が発生するものは、その都度、来校いただき保護者へ直接返却します。また反省文を書き、自分を見つめて成長へと促します。

② 「髪染め、脱色、パーマ（ストレート・アイロン・縮毛矯正を含む全てのパーマ）やカール、逆毛」および「まゆを触った」「ピアスをあけた」場合。

○平常状態へ戻す指導を行います。同時に15授業日分の奉仕活動を朝7:45から8:00まで実施します。また反省文を書き、自分を見つめて成長へと促します。

○まゆを触った場合、毎朝登校時に保護者により「まゆを書いて」登校させてもらいます。

○特に生徒や授業への影響が大きい場合、別室で指導を行い、改善されてから授業に参加させる事があります。

③ 「喫煙・飲酒・薬物使用・無免許運転・夜間外出、暴力行為・窃盗・万引き、触法行為や熊本県青少年育成条例に違反する行為」を行った場合。

○15授業日分の奉仕活動を朝7:45から8:00まで実施します。

2026年度版 菊水中学校 通学規定

はじめに

私たち菊水中学校生徒は、東・西・中央・南という広い区域から中学校に通っています。場所によっては、歩道や外灯・信号がなく危険な場所もあります。毎日、朝からのボランティア活動に向けて、また部活で遅くまで頑張った後に、より安全に登下校できるよう、生徒会役員を中心に通学規定をつくりました。私たちは、保護者や地域のみなさんから宝物のように支えられて勉強にはげむことができています。また、2021年10月には改正道路交通法が施行され、自転車に乗る私たちも交通社会の一員として、大きな責任を果たすことが求められました。私たちは社会の一員としても、この規定と改正道路交通法を守り、命を大切にします。

生徒会長 中山 飛竜

菊水中学校生徒会役員

菊水中学校専門委員会

菊水中学校生徒指導部

序 文 菊水中学校生徒の通学は、通学規定と別記2・3・4および「改正道路交通法による危険14項目」に則って行う。

特別な事由で、通学規定を守ることができない場合には、事前にその理由等を保護者から担任に問い合わせる。事前の相談なく規定が守られなかった場合には、いかなる理由があっても指導を行うこととする。

安全に通学するために

「共通」

- ① 自力登校を原則とする。
- ② 毎年春に、別記4で使用する通学路を確認し、危険箇所を把握しておく。その際、地区ごとで通学できる路側帯・停車線等を順守することを約束するものとする。決まった通学路を使用しなかった場合、保護者による送迎中または保護者送迎による通院等であっても、保険等が出ない場合がある。
- ③ 登下校とは、徒歩通学（送迎時も含む）・自転車通学にかかわらず「通学路」を通行している状態を指し、家を出てから学校へ着くまでの間、またはその逆とする。
- ④ 通院・習い事等でやむを得ず通学路を使用できない場合には、事前にその理由等を担任に届け出る。
- ⑤ 登下校の際には、寄り道・近道・途中での買い物等をしない。
- ⑥ 登下校中には安全タスキを着用する。忘れた場合には職員室から予備を借用する。「徒歩通学生」が送迎される場合は、車内であってもタスキをつけること。
- ⑦ 学校敷地外での学校教育活動（体験学習・部活動・ボランティア活動等）のための移動時も「通学」とし、通学規定を守る。
- ⑧ 春・夏・冬の長期の休み中、土日、ゴールデンウイークを含む休日中も、通学する場合は通学規定を守る。
- ⑨ 以下に示す「徒歩通学生」「自転車通学生」の区分は、その生徒の通学時の有様で判断する。（自転車通学生が送迎される場合には徒歩通学生として、徒歩通学生が自転車通学を行う場合には自転車通学生とみなす。）
- ⑩ 体育実技等の見学連絡は、事前にその理由等を保護者から担任に問い合わせる。但し、学校生活時に体調不良になり、見学をする場合には、学年の先生に相談し、見学届を記入してもらい、授業担当に提出する。

「徒歩通学生」

- ① 自転車通学生以外の生徒（送迎される生徒を含む）を、全て「徒歩通学生」と呼ぶ。
- ② 自動車・自転車・他の車両・歩行者等の妨げにならないよう、安全に通学すること。
- ③ やむを得ない送迎の場合、送迎の乗降は「中央公民館」とする。近隣商店・役場は禁止

する。朝のみ「菊屋さん」奥の駐車場を使用できるが、極力さけること。ケガ・病気などでやむを得ず送迎する場合の乗降場所は、事前にその理由等を保護者から担任に問い合わせる。

「自転車通学生」

- ① 別記2に定める自転車を使用する。毎年春に、業者または保護者による自転車点検を受け、配布する「自転車安全点検・整備カード」を使い期限内に「自転車通学許可願」を提出する。ステッカーを後方車輪泥除けの反射鏡上に貼る。
- ② 決められた自転車置き場に置いて施錠し、自分で管理を行うこと。
- ③ 自転車・ヘルメット・タスキ等、登下校に使う用具の改造は一切行わない。
- ④ 自動車・他の車両・歩行者等の妨げにならないよう、安全に通学すること。
- ⑤ 自転車のハンドルを握ったらヘルメットを着用し、あごひもをしっかりとしめる。またタスキをつける。どちらかがない場合には自転車に乗ることはできない。スクールバッグは前かごに乗せず、荷ひもで荷台に固定するか、背負うこと。
- ⑥ 自転車は原則、左側通行する。
- ⑦ 交差点内で自転車に乗車中に事故を起こすと、自転車横断帯でも責任が問われることがある。横断歩道や自転車横断帯のある横断歩道でも自転車を降り、自転車を押して渡る。
- ⑧ 学校敷地内（正門から内側）では自転車を押す。
- ⑨ 使用する自転車を変更する場合には、①の手順で新たに届け出ること。この際、ステッカー代は必要ない。
- ⑩ 登下校以外に自転車を使用する場合も、ヘルメットとタスキを着用し、菊水中通学規定はもとより改正道路交通法、一般的な交通マナーを順守すること。
- ⑪ 条例に基づき通学時の加害事故に備えて、損害賠償責任保険（各種保険の付帯契約等の任意保険）に加入しなくてはならない。加入している生徒のみ自転車通学を許可する。

下記の場合は、担任より保護者に連絡し、以下の指導を行います。

- 「通学規定（別記を含む）に違反する行為」を行った時。
ただし、以下の2項目については、下記通りとする。
違反1回で5授業日分の自転車通学を停止する。
停止期間中は部活のみの登校であっても自転車通学はできず、5授業日分の停止日数にカウントしない。
違反を繰り返した場合には保護者に連絡し、自転車通学許可を取り消す場合があります。
- 「安全タスキの無着用」を行った時。
前期・後期それぞれ学期ごと違反3回（前期で2回の場合も後期に入れば0回とする）で、違反1回で5授業日分の自転車通学を停止する。
停止期間中は部活のみの登校であっても自転車通学はできず、5授業日分の停止日数にカウントしない。
違反を繰り返した場合には保護者に連絡し、自転車通学許可を取り消す場合があります。
- 「未施錠」
前期・後期それぞれ学期ごと未施錠3回（前期で2回未施錠の場合も、後期に入れば0回とする）で、毎週木曜日に生活安全委員が行っている朝の挨拶運動に3回参加する。

「服装規定」「通学規定」の変更・補足について

- 1 本規則を変更・補足するためには、生徒会四役、生徒会専門委員長、および生徒指導部による「委員会」を設定し、同意を得るものとし、校長の決済を得る。
- 2 生徒会4役により、前期・後期の各1回ずつ「定例規定検討委員会」を開催する。
- 3 規定の見直しについては、必要に応じて生徒会長・校長の両者の発議による「臨時規定検討委員会」を開催することができる。
- 4 2・3のいずれの場合も、変更・補足があった場合は速やかに全校生徒に周知する。

付 則

この2026年度版「服装規定」「通学規定」は、令和8年4月1日から実施する。また、新1年生は入学式後の令和8年4月13日（月）より実施する。